

第172期 定時株主総会招集ご通知

日 時

平成27年6月26日（金曜日）午前10時

場 所

千葉県千葉市中央区本千葉町15番1号
京成ホテルミラマーレ 6階「ローズルーム」

目 次

第172期定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使のご案内	3
[添付書類]	
事業報告	5
連結計算書類	28
計算書類	30
監査報告	32
[株主総会参考書類]	
第1号議案 第172期剰余金処分の件	36
第2号議案 定款一部変更の件	37
第3号議案 取締役16名選任の件	38
第4号議案 監査役1名選任の件	42

(証券コード 9009)
平成27年6月4日

株 主 各 位

千葉県市川市八幡三丁目3番1号
京成電鉄株式会社
代表取締役社長 三 枝 紀 生

第172期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第172期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討いただき、3ページ及び4ページ記載の「議決権行使のご案内」をご参照のうえ、平成27年6月25日（木曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 千葉県千葉市中央区本千葉町15番1号
京成ホテルミラマーレ 6階「ローズルーム」
(末尾記載の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第172期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第172期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 第172期剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役16名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項等

(1) 複数回にわたり議決権を行使された場合の取り扱い

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきますのでご了承ください。

インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

(2) 代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(3) インターネット開示に関する事項

連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表並びに計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ホームページ (<http://www.keisei.co.jp/>) に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、監査役・会計監査人が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類は、本株主総会招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、上記の当社ホームページに掲載の事項となります。

(4) 株主総会参考書類並びに添付書類記載事項を修正する場合の周知方法

株主総会参考書類並びに添付書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ (<http://www.keisei.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

以 上

当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出願います。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

議決権行使のご案内

株主総会への出席による議決権行使

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。なお、当日ご出席の場合は、書面又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年6月25日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

インターネットによる議決権行使

以下の事項をご確認のうえ、平成27年6月25日（木曜日）午後6時までに賛否をご入力ください。お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

【議決権行使サイト】 <http://www.evotep.jp/>

1. 行使方法

- (1) 議決権行使サイトにおいて、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

2. その他

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）（※）から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

- (2) パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。
- (※) 「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標又は登録商標です。

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027（受付時間 9：00～21：00、通話料無料）

【議決権電子行使プラットフォームについて】

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、(株)東京証券取引所等により設立された合弁会社(株)ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用頂くことができます。

以上

添付書類

事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、経済対策等を背景に企業収益や雇用情勢が改善傾向にあるなど、緩やかな回復基調にあります。個人消費に足踏みが見られるなど、先行き不透明な状況で推移いたしました。

このような状況の中で、当社グループは、全事業にわたり積極的な営業活動を展開するとともに、より一層の経費削減に取り組むなど、業績の向上に努めたほか、「BMK（ベストマナー向上）推進運動」にも引き続き取り組み、お客様サービスの向上を図ってまいりました。

その結果、全事業営業収益は2,490億1千6百万円（前期比1.6%増）となり、全事業営業利益は243億1千3百万円（前期比0.3%増）となりました。経常利益は371億6千9百万円（前期比0.5%増）となりましたが、当期純利益は256億8千3百万円（前期比5.0%減）となりました。

次に事業別にご報告いたします。

運 輸 業

鉄道事業では、安全輸送確保の取り組みとして、高架橋の耐震補強工事等を実施したほか、京成本線においてデジタルATSの設置を完了するとともに、全線設置に向けた工事を継続して行いました。

大規模工事については、墨田区内における押上線連続立体化工事及び京成津田沼駅の駅舎改良工事を推進いたしました。

営業面では、昨年11月にダイヤ改正を行い、スカイライナーや早朝及び深夜時間帯における列車の増発等、成田空港アクセスの強化を図りました。また、訪日外国人向けに「京成スカイライナー&東京サブウェイチケット」を発売したほか、格安航空会社（LCC）機内における企画乗車券の販売を拡大するなど、各種営業施策を実施いたしました。このほか、運行情報ディスプレイの設置駅を拡大し、お客様の利便性向上を図りました。

バス事業では、一般乗合バス路線において、葛飾区内等で新規路線の運行を開始したほか、季節需要に対応した臨時バスの運行等を行いました。高速バス路線においては、格安航空会社（LCC）利用者に対応した「東京シャトル」を増便したほか、調布駅～東京ディズニーリゾート間

の運行等を開始いたしました。また、東京駅八重洲口付近に「京成高速バスラウンジ」を開設し、お客様サービスの向上に努めました。

タクシー事業では、北総地区において共同配車センターを設置するなど、無線業務の統合を進め、利便性の向上及び配車業務の効率化を図りました。

なお、消費税率引き上げに伴い、鉄道、バス及びタクシーについて、昨年4月から新運賃での営業を開始いたしました。

以上の結果、営業収益は1,353億1千9百万円（前期比0.2%増）となりましたが、営業利益は159億1千7百万円（前期比8.0%減）となりました。

流通業

百貨店業では、各種イベントを開催するなど、販売の強化に努めました。

ストア業では、既存店舗の改装工事を実施したほか、不採算店舗の閉鎖を行いました。また、駅構内売店のコンビニエンスストアへの転換を推進し、収益の拡大に努めました。

以上の結果、営業収益は700億9千6百万円（前期比2.9%減）となりましたが、営業利益は10億6千1百万円（前期比9.8%増）となりました。

不動産業

不動産販売業では、「サングランデ船橋宮本」及び「サングランデ印西牧の原ドアシティ」等の中高層住宅のほか、成田市公津の杜等の住宅用地を販売いたしました。

不動産賃貸業では、押上本社跡地における商業施設等の建設を推進したほか、京成バス船橋営業所跡地における商業施設が稼働いたしました。また、習志野市において賃貸住宅を取得したほか、葛飾区及び千葉市等において賃貸施設が稼働いたしました。

以上の結果、営業収益は217億8千5百万円（前期比3.7%増）となり、営業利益は55億8千6百万円（前期比20.6%増）となりました。

レジャー・サービス業

ホテル業では、京成ホテルミラマーレにおいて、各種宿泊プランを企画したほか、レストランをリニューアルオープンするなど、新規顧客の獲得に努めました。

飲食業では、成田空港内等のレストランをリニューアルオープンするなど、収益の拡大を図りました。

しかしながら、営業収益は100億1千8百万円（前期比2.9%減）となり、営業利益は3千万円（前期比77.5%減）となりました。

建設業

建設業では、鉄道施設改良工事や公共施設工事等を行ったほか、新規受注先の拡大に努めました。

以上の結果、完成工事高が増加したため、営業収益は271億1千7百万円（前期比24.4%増）となり、営業利益は9億5千2百万円（前期比32.0%増）となりました。

(2) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、少子高齢化、国際情勢等の影響により、先行き不透明な状況が続くものと予想されます。当社グループは、平成27年度に最終年度を迎える中期経営計画「E2プラン」を着実に推進し、事業の中核である運輸業の競争力・収益力をさらに強化するとともに、沿線に密着した堅実な総合生活産業を展開し、地域経済を代表する企業グループの地位を拡充してまいります。

運輸業では、安全管理体制のさらなる強化を図るとともに、鉄道事業においては、成田スカイアクセスの利便性・認知度の向上を図ってまいります。バス・タクシー事業においては、お客様のニーズにあった様々な形態の輸送サービスの提供に取り組んでまいります。

流通業では、計画的な出店やテナント構成の最適化等による収益力の強化を図ってまいります。

不動産業では、不動産販売業における商品企画力並びに販売力の強化を図ってまいります。また、不動産賃貸業においては、押上本社跡地等資産の有効活用を推進し、安定利益の確保に努めてまいります。

レジャー・サービス業では、積極的な営業等により、収益力の強化を図ってまいります。

建設業では、競争力の強化と新規顧客層の拡充により、受注の拡大を目指してまいります。

当社グループは、グループ経営理念に基づき、「安全・安心」と、お客様に喜ばれる商品・サービスを提供し、沿線を中心とする地域の発展に寄与してまいります。また、コンプライアンス・リスク管理体制を充実させ、内部統制システムの強化に努めるとともに、常に自然環境との調和に配慮するなど企業の社会的責任の遂行に取り組んでまいります。さらに、お客様第一主義を徹底し、「BMK（ベストマナー向上）推進運動」を浸透させ、選ばれる京成グループを構築してまいります。

株主の皆様には、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した主な設備投資は次のとおりであります。

① 竣工した工事等

運輸業

鉄道事業

- 【当社】 車両新造16両
- 台風26号被害復旧・補強工事
- 吉倉変電所設備機器更新工事
- 自動改札機更新
- 電力管理システム子局更新工事

バス事業

- 【京成バス(株)】 車両新造72両

- 【千葉交通(株)】 車両新造12両

タクシー事業

- 【帝都自動車交通(株)】 車両新造101両

不動産業

- 【当社】 京成バス船橋営業所跡地商業施設工事（ホームセンター）
- ナジック津田沼建物取得（学生向け賃貸住宅）
- バス車庫新築工事（長沼）

② 施行中の工事等

運輸業

鉄道事業

- 【当社】 京成津田沼駅駅舎改良工事
- 押上線（押上・八広駅間）連続立体化工事
- ATS地上装置改良工事
- 高架橋耐震補強工事
- 押上線（四ツ木・青砥駅間）連続立体化工事

不動産業

- 【当社】 押上本社跡地商業施設工事（ホテル・スーパー）
- 公津の杜賃貸住宅新築工事

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(4) 資金調達の状況

当社グループは、社債償還資金、借入金返済資金、設備資金に充当するため、金融機関から所要の借入を行いました。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	平成23年度 (第169期)	平成24年度 (第170期)	平成25年度 (第171期)	平成26年度 (当期)
営 業 収 入 百万円 益	230,282	244,059	244,995	249,016
経 常 利 益 百万円 益	22,240	30,602	36,980	37,169
当 期 純 利 益 百万円 益	13,471	21,973	27,048	25,683
1株当たり当期純利益 円	39.79	64.91	79.90	75.86
総 資 産 百万円 産	725,072	741,982	759,388	782,257

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（自己株式控除後）に基づき算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
北 総 鉄 道 株 式 会 社	百万円 24,900	% 50.00	鉄道事業
京 成 バ ス 株 式 会 社	2,005	100.00	バス事業
帝 都 自 動 車 交 通 株 式 会 社	500	100.00	ハイヤー事業
株 式 会 社 京 成 ス ト ア	475	100.00	ストア業
京 成 建 設 株 式 会 社	450	69.05	建設業
株 式 会 社 水 戸 京 成 百 貨 店	200	76.00	百貨店業

(注) 出資比率については、議決権比率により記載しております。

③ その他の重要な企業結合の状況

ア. 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社オリエンタルランド	百万円 63,201	% (21.78) 21.70	東京ディズニーリゾートの経営
新京成電鉄株式会社	5,935	(41.08) 39.23	鉄道事業

- (注) 1. 出資比率については、議決権比率により記載しております。
2. () 内の数字は、当社の子会社の議決権数を含めた比率であります。

イ. その他の重要な事業再編等

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (平成27年3月31日現在)

① 運輸業

事業の内容	主要な会社名
鉄道事業	当社、北総鉄道(株)、千葉ニュータウン鉄道(株)
バス事業	京成バス(株)、千葉交通(株)、千葉中央バス(株)、千葉海浜交通(株)、千葉内陸バス(株)、成田空港交通(株)、東京ベイシティ交通(株)、京成タウンバス(株)、京成トランジットバス(株)、京成バスシステム(株)
タクシー事業	帝都自動車交通(株)、帝都自動車交通(株) (墨田G)、帝都自動車交通(株) (大森G)、船橋交通(株)、合同タクシー(株)

② 流通業

事業の内容	主要な会社名
ストア業	(株)京成ストア、(株)コミュニティー京成
百貨店業	(株)水戸京成百貨店
園芸植物卸売業	京成バラ園芸(株)
ショッピングセンター業	(株)ユアエルム京成

③ 不動産業

事業の内容	主要な会社名
不動産販売業	当社、京成不動産㈱
不動産賃貸業	当社
不動産管理業	京成ビルサービス㈱

④ レジャー・サービス業

事業の内容	主要な会社名
飲食・映画・遊技場業	㈱イウォレ京成
ホテル業	京成ホテル㈱、㈱千葉京成ホテル
広告代理業	㈱京成エージェンシー
旅行業	京成トラベルサービス㈱

⑤ 建設業

事業の内容	主要な会社名
建設業	京成建設㈱、京成電設工業㈱

⑥ その他の事業

事業の内容	主要な会社名
鉄道車両整備業	京成車両工業㈱
自動車車体製造業	京成自動車工業㈱
保険代理業	㈱京成保険コンサルティング
自動車教習所業	㈱京成ドライビングスクール

(8) 主要な事業所等 (平成27年3月31日現在)

当 社	本 社	千葉県市川市
	鉄道営業キロ	152.3km
	駅 数	69駅 (東京都19駅、千葉県50駅)
	車 両 数	客車598両
	賃 貸 物 件	京成上野ビル (東京都台東区)、ファインフルーク公津の杜、成田ユアエルム店舗 (千葉県成田市) 等
北 総 鉄 道 株 式 会 社	本 社	千葉県鎌ヶ谷市
	鉄道営業キロ	32.3km
	駅 数	15駅 (東京都2駅、千葉県13駅)
	車 両 数	客車96両
京 成 バ ス 株 式 会 社	本 社	千葉県市川市
	営 業 キ ロ	3,072.2km
	営 業 所	8箇所 (東京都3箇所、千葉県5箇所)
	車 両 数	826両
帝 都 自 動 車 交 通 株 式 会 社	本 社	東京都江東区
	営 業 所	ハイヤー8箇所 (東京都)
	車 両 数	ハイヤー432両
株 式 会 社 京 成 ス ト ア	本 社	東京都葛飾区
	店 舗 数	22店舗 (東京都7店舗、千葉県15店舗)
京 成 建 設 株 式 会 社	本 社	千葉県船橋市
	営 業 所	3箇所 (東京都1箇所、千葉県1箇所、茨城県1箇所)
株 式 会 社 水 戸 京 成 百 貨 店	本 社	茨城県水戸市
	店 舗	1店舗 (茨城県)

(注) 当社の駅数と北総鉄道株式会社の駅数は、5駅 (京成高砂駅、東松戸駅、新鎌ヶ谷駅、千葉ニュータウン中央駅、印旛日本医大駅) が重複しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(9) 使用人の状況（平成27年3月31日現在）

使用人数	前連結会計年度末比増減
8,596名（3,031名）	68名減（44名減）

(注) 使用人数は就業人員であり、() 内には、臨時使用人数の年間平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況（平成27年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社日本政策投資銀行	55,887 ^{百万円}
三井住友信託銀行株式会社	17,506
株式会社みずほ銀行	11,065
株式会社三菱東京UFJ銀行	10,537

(注) 上記にはシンジケートローンによる借入金（総額60,000百万円）は含まれておりません。

2. 会社の株式に関する事項（平成27年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 1,000,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 344,822,371株
 (3) 株主数 19,075名
 (前期末比 3,719名減)
 (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	24,408 ^{千株}	7.10 [%]
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	14,586	4.25
株式会社みずほ銀行	13,623	3.96
日本生命保険相互会社	12,017	3.50
株式会社オリエントラルランド	11,700	3.41
株式会社三菱東京UFJ銀行	11,528	3.36
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS A C C O U N T E S C R O W	9,073	2.64
三井住友信託銀行株式会社	5,753	1.67
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	4,626	1.35
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 （三井住友信託銀行退職給付信託口）	4,468	1.30

- (注) 1. 持株比率は、自己株式（1,222,075株）を控除して算出しております。
 2. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（三井住友信託銀行退職給付信託口）の持株数4,468千株（持株比率1.30%）は、三井住友信託銀行株式会社が同行に委託した退職給付信託財産であり、その議決権行使の指図権は三井住友信託銀行株式会社が留保しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成27年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 会 長	花 田 力	新京成電鉄株式会社取締役 株式会社オリエンタルランド取締役 一般社団法人千葉県経営者協会会長 一般社団法人千葉県経済協議会会長
代表取締役 社 長	三 枝 紀 生	新京成電鉄株式会社取締役
専務取締役	平 田 憲一郎	鉄道本部長 北総鉄道株式会社取締役社長 千葉ニュータウン鉄道株式会社取締役社長
常務取締役	小 林 敏 也	開発担当 株式会社京成保険コンサルティング取締役社長
常務取締役	眞 下 幸 人	総務人事・経理担当
常務取締役	松 上 英一郎	鉄道副本部長 日暮里駅整備株式会社専務取締役
取 締 役	齋 藤 隆	経営統括部部长 京成バス株式会社取締役副社長
取 締 役	加 藤 雅 哉	内部監査・経営統括・グループ戦略担当
取 締 役	小 山 利 明	経理部長
取 締 役	赤 井 文 彌	弁護士 日本空港ビルデング株式会社監査役 日本石油輸送株式会社監査役
取 締 役	古 川 康 信	
取 締 役	神子田 健 博	新京成電鉄株式会社監査役 帝都自動車交通株式会社取締役社長 船橋交通株式会社取締役会長
取 締 役	大 室 健	京成バス株式会社取締役社長 一般社団法人千葉県バス協会会長
取 締 役	宮 田 弘 幸	株式会社ユアエルム京成取締役社長 株式会社千葉京成ホテル取締役社長
取 締 役	酒 寄 博 司	北総鉄道株式会社取締役副社長 関東鉄道株式会社取締役副社長

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役	篠崎 敦	船橋交通株式会社取締役社長 株式会社舞浜リゾートキャブ取締役社長 一般社団法人千葉県タクシー協会会長
常勤監査役	村岡 隆司	
常勤監査役	増田 格	株式会社スリーエフ取締役
監査役	松野 信也	
監査役	上西 京一郎	株式会社オリエンタルランド取締役社長兼COO 社長執行役員
監査役	小林 研一	ニッセイ情報テクノロジー株式会社取締役社長 株式会社ニッセイコンピュータ取締役会長 朝日放送株式会社取締役

- (注) 1. 平成26年6月27日をもって、取締役金子賢太郎、同 米川公誠、同 佐藤賢治は任期満了により退任いたしました。
2. 同日をもって、加藤雅哉、小山利明、赤井文彌、古川康信は取締役に就任いたしました。
3. 同日をもって、常務取締役平田憲一郎は専務取締役に就任いたしました。
4. 同日をもって、専務取締役神子田健博は取締役となりました。
5. 取締役赤井文彌、同 古川康信は、社外取締役であります。
6. 取締役赤井文彌は、卓照綜合法律事務所所属の弁護士であります。当社は卓照綜合法律事務所と顧問契約を締結しております。
7. 取締役赤井文彌は、日本空港ビルデング株式会社の社外監査役であります。当社は日本空港ビルデング株式会社との間には特別な関係はありません。
8. 取締役赤井文彌は、日本石油輸送株式会社の社外監査役であります。当社は日本石油輸送株式会社との間には特別な関係はありません。
9. 取締役赤井文彌の重要な兼職先でありました株式会社丸誠（現 高砂丸誠エンジニアリングサービス株式会社）は、高砂熱学工業株式会社との株式交換に伴い平成26年9月26日付で上場廃止となったため、重要な兼職先に該当しなくなりました。当社は株式会社丸誠との間には特別な関係はありませんでした。
10. 常勤監査役村岡隆司、同 増田 格、監査役松野信也、同 小林研一は、社外監査役であります。
11. 常勤監査役増田 格は、株式会社スリーエフの社外取締役であります。当社は株式会社スリーエフとの間には特別な関係はありません。
12. 監査役松野信也は、DBJ投資アドバイザー株式会社取締役会長でありましたが、平成26年5月30日付で退任いたしました。当社はDBJ投資アドバイザー株式会社との間には特別な関係はありませんでした。
13. 監査役小林研一は、ニッセイ情報テクノロジー株式会社の取締役社長であります。当社はニッセイ情報テクノロジー株式会社との間には特別な関係はありません。
14. 監査役小林研一は、株式会社ニッセイコンピュータの取締役会長であります。当社は株式会社ニッセイコンピュータとの間には特別な関係はありません。
15. 監査役小林研一は、朝日放送株式会社の社外取締役であります。当社は朝日放送株式会社との間には特別な関係はありません。
16. 監査役小林研一は、日本生命保険相互会社の取締役でありましたが、平成26年7月2日付で退任いたしました。当社は日本生命保険相互会社との間には特別な関係はありませんでした。
17. 当社は、取締役赤井文彌、同 古川康信、常勤監査役村岡隆司、同 増田 格、監査役小林研一を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	19名	295百万円
監 査 役	5名	63百万円
合 計	24名	358百万円

- (注) 1. 上記には、平成26年6月27日開催の第171期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 上記のうち、社外役員6名に支払った報酬等の総額は、64百万円であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

ア. 取締役会及び監査役会への出席状況

	取 締 役 会	監 査 役 会
取締役 赤 井 文 彌	8回中 7回	—
取締役 古 川 康 信	8回中 8回	—
監査役 村 岡 隆 司	10回中10回	11回中11回
監査役 増 田 格	10回中10回	11回中11回
監査役 松 野 信 也	10回中10回	11回中11回
監査役 小 林 研 一	10回中 9回	11回中10回

イ. 取締役会及び監査役会における発言状況

社外取締役及び社外監査役各氏は、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。また、社外監査役各氏は監査役会において、監査に関する重要事項の質疑や監査結果についての意見交換等を行っております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人 トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	64百万円
② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	92百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人について、会社法第340条第1項各号に該当するなどの事実を確認したときは、速やかにその内容を調査し、監査継続が困難である、あるいは監査を行わせることが適当でないと判断した場合は、法令に定める手続きに従い、解任または不再任の手続きを行います。

5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 法令遵守を含む行動指針並びに行動規準を整備し、取締役及び使用人に周知する。
- ② 法令及び定款に適合した社内規則並びに職務権限規則を整備し、取締役及び使用人に周知し、監督する。
- ③ 行動規準に基づき、反社会的勢力とはいかなる状況下でも一切関係を持たない。
- ④ 業務執行組織から独立した内部監査部を設置し、監査役と連携して財務報告、コンプライアンス、業務執行、業務効率等に関する内部監査を行う。
- ⑤ 通報者保護に配慮した内部通報者制度を整備し、使用人に周知する。
- ⑥ 財務報告に係る内部統制を業務執行組織が自ら整備、運用、評価する体制をつくり、併せてその整備・運用状況の有効性を内部監査部において評価することにより、金融商品取引法で求められる財務報告の信頼性を確保する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書取扱規程を整備し、これに基づき取締役会及び経営会議の議事録、稟議書等職務の執行に関わる情報の保存及び管理を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 事業継続に重大な影響を及ぼすリスクを統一的に評価し、対応すべきリスクを選定するとともに、個別のリスク管理体制の活動状況を統括する機関として、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置する。
- ② 旅客運送の安全を確保するため、関連法令に対応した安全管理規程を制定し、安全管理体制を整備する。
- ③ 災害・事故等に備え、災害対策規則等を整備し、定期的に訓練及び教育を行う。
- ④ 大規模な災害、事故等が発生したときは、対策本部を設置し、迅速に対応する。
- ⑤ 反社会的勢力との間に問題が発生した場合は、外部の専門機関と連携し、法的な措置も含め組織的に対応する。
- ⑥ 事業継続に重大な影響を及ぼすその他のリスクについて、対応が必要な場合はコンプライアンス・リスク管理委員会の審議を経て管理部門等を指定し、適宜管理体制を整備する。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会（原則月1回開催）の決議により意思決定すべき事項と経営会議（常勤取締役で構成され、原則週1回開催）の審議により意思決定すべき事項について、取締役会規則、経営会議規則等を整備し、これに基づき職務執行の意思決定を行う。
 - ② 職務権限規則を整備し、各職務の権限と責任を明確化する。
 - ③ 経営計画を決定し、これに基づき職務を執行する。
- (5) 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① グループ行動指針を整備し、これに基づき子会社に行動規準の整備及び周知徹底を指導する。
 - ② グループ担当部署を設置するとともに、関係会社管理規程等を整備し、子会社が当社に報告又は協議すべき事項を明確化する。
 - ③ コンプライアンス・リスク管理委員会において、連結子会社等のリスク管理を統括する。
 - ④ 連結子会社等において、経理規程並びに職務権限規則等の関連規程類を整備し、財務報告並びに業務執行の適正化を図る。
 - ⑤ 内部監査部において、連結子会社等の内部監査を実施する。
- (6) 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項
- ① 監査役の職務を補助するため、監査役会事務局を設置し、職務の補助に必要な使用人を配置する。
- (7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立に関する事項
- ① 監査役会事務局の使用人は、取締役の指揮・監督を受けない専任の使用人とする。
 - ② 監査役会事務局の使用人の人事については、監査役の同意を必要とする。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 取締役は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当該事実を監査役に報告する。
 - ② 取締役及び使用人は、監査役から職務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、経営会議など取締役の職務執行上重要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べる。
- ② 代表取締役社長は、監査役と定期的かつ必要に応じて会合をもち、監査の重要課題等について意思疎通を図る。

(注) 上記には当事業年度中の体制を記載しておりますが、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号)の施行に伴い、平成27年4月30日開催の当社取締役会の決議により内容を一部改定しております。

なお、改定内容は、当社グループの業務の適正を確保するための体制及び監査に関する体制について当社グループの現状に即した見直し及び法令の改正に合わせて具体的かつ明確な表現へ変更したものであり、改定後の体制は当社ウェブサイトにおいて開示しております。

6. 会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

① 当社グループの基本的な事業運営の考え方

当社グループは、鉄道事業を中心とした運輸業という極めて公共性の高い社会的インフラを提供する事業を基幹（以下「コア事業」といいます。）としており、それに伴う社会的責任を負っております。

このような社会的責任は、当社グループの事業においては、利用者の安全と利便性を確保しつつ安定的な輸送サービスを提供することによって全うすることができます。そして、そのためには、安全対策、線路整備、施設拡充、沿線開発等において、様々な事業環境の変化を見据えた中長期的視点に立った経営を行うことが必要不可欠であると考えております。

また、当社グループの事業においては、顧客、株主、取引先、従業員にとどまらず、前記の社会的責任をもたらすものとして、地域社会との調和、環境への配慮等、事業を進めるにあたり広範囲のステークホルダーの利益に最大限配慮することも重要であります。

このように、当社グループの事業は、中長期的な視点に立ち、広範囲のステークホルダーの存在に配慮した事業展開を行ってきた一つの帰結として、鉄道事業を中核としつつ、バス事業、タクシー事業を運営する運輸業や流通業、不動産業、レジャー・サービス業、建設業等幅広く事業展開しており、当社グループの企業価値は、コア事業である運輸業とこれらの関連事業との有機的な結合によって確保・向上されるべきものと考えております。

② 大規模買付行為への対応方針

当社は、上場会社の株主は株式の市場での自由な取引を通じて決まるものであり、株式会社の支配権の移転を伴うような株式等の大規模な買付行為であっても、これを受け容れて大規模買付行為に応じるか否かの判断は、最終的には個々の株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、大規模な買付行為は、それが成就すれば、当社グループの経営に直ちに大きな影響を与えうるだけの支配権を取得するものであり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しております。

にもかかわらず、実際には、大規模買付者及び大規模買付行為に関する十分な情報の提供なくしては、株主の皆様が、当該大規模買付行為により当社グループの企業価値及び株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断することは困難であります。とりわけ、前記の当社グループの企業価値に関わる特殊事情をも考慮すると、当社は、大規模買付者をして株主の皆様への判断に必要なかつ十分な情報を提供せしめること、さらに、大規模買付者の提案する経営方針等が当社

グループの企業価値に与える影響を当社取締役会が検討・評価して株主の皆様への判断の参考に供すること、場合によっては、当社取締役会が大規模買付行為又は当社グループの経営方針等に関して大規模買付者と交渉又は協議を行い、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替的提案を株主の皆様へ提示することも、当社の取締役としての責務であると考えております。

さらに、近時の日本の資本市場と法制度の下においては、当社グループの企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような大規模買付行為がなされる可能性も、決して否定できない状況にあります。かかる状況の下においては、当社は、大規模買付者による情報提供、当社取締役会による検討・評価といったプロセスを確保するとともに、当社グループの企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付行為に対する対抗措置を準備しておくことも、また当社の取締役としての責務であると考えております。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取り組み

① グループ経営理念

当社グループは、前記の考え方をもとに、日々の事業活動を通じて、企業としての社会的責任を果たし、健全な事業成長を遂げることにより、社会の発展に貢献することを目指しております。そのため、当社グループは、「良質な商品・サービスを、安全・快適に提供し、健全な事業成長のもと、社会の発展に貢献します。」という「グループ経営理念」を策定するとともに、この理念を実現するため、安全・接客・成長・企業倫理・環境の5項目からなる「グループ行動指針」を定め、企業価値の確保・向上に努めております。

② グループ経営計画

前記のグループ経営理念のもと、グループ全体の経営の方針と目標を明確にするため、3年毎にグループ中期経営計画を作成しております。この中で、グループシナジーを最大限発揮し得る体制の強化を図り、当社グループ全体の企業価値の最大化を目指すことを基本方針としております。

平成25年度から平成27年度にわたる「京成グループ中期経営計画」（以下「E2プラン」といいます。）においては、「成田スカイアクセスの利便性・認知度の向上による、鉄道事業の競争力・収益力の強化」、「コア事業（運輸業）を中心とした引き続き堅実な事業運営を推進することによる各事業分野での一定の事業成長の実現」、「将来に亘る安定的な事業成長の実現のため、賃貸資産の拡充及び投資案件の選別による投資規模の適正化の推進」、「減価償却費の範囲内での設備投資を原則とする、フリーキャッシュフローの確保による財務体質の強化」、「グループ全体経営を重視することによるグループシナジーの最大化並びにM&A及び事業提携を視野に

入れた事業基盤の拡大]、「安全管理体制並びに異常時・災害時におけるグループリスク管理体制の強化」、「京成グループ全体のブランド価値向上による競争力の強化」の基本方針のもと、グループ全体の企業価値の最大化を追求いたします。

③ 利益還元の方針

当社グループは鉄道事業を中心とする公共性の高い業種であるため、当社としては、今後の事業展開と経営基盤の強化安定に必要な内部留保資金の確保や業績等を勘案しながら、安定的かつ継続的に利益還元していくことを基本方針としております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、前記の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的として、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本施策」といいます。）を定めています。

本施策の概要は、次のとおりであります。

① 大規模買付ルールの設定

本施策においては、まず、大規模買付行為を行う場合に大規模買付者に従っていただくべきルール（本施策において「大規模買付ルール」といいます。）として、（i）株主の皆様及び当社取締役会による判断を可能にするため、事前に当該大規模買付者及び当該大規模買付行為に関する必要な情報を提供すること、及び（ii）当社取締役会が当該大規模買付行為についての検討・評価を行い、大規模買付者と交渉し、株主の皆様へ意見・代替的提案等を提示するため、一定期間は大規模買付行為を行わないことを、それぞれ定めています。

② 独立委員会の設置

本施策においては、さらに、当社が大規模買付行為に対して発動する対抗措置（本施策において「大規模買付対抗措置」といいます。）の発動等に関する当社取締役会の判断の客観性及び合理性を担保するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者から構成される独立委員会（本施策において「独立委員会」といいます。）を設置することを定めています。

③ 大規模買付対抗措置の内容・発動要件・発動手続

本施策においては、次に、大規模買付対抗措置について、（i）その内容として、原則として、新株予約権の無償割当てによること、（ii）その発動の要件として、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合又は大規模買付行為によって当社グループの企業価値若しくは株主共

同の利益が著しく毀損される場合であって、当該大規模買付行為に対する対抗手段として相当性を有する場合に限って発動しうることに、及び (iii) その発動手続として、原則として、前記②の独立委員会の勧告を最大限尊重しつつ、当社取締役会の決議をもって発動することを、それぞれ定めています。

当社は、平成25年5月21日開催の取締役会において本施策の具体的な内容について決定し、平成25年6月27日開催の第170期定時株主総会においてその承認を受けており、その詳細は、平成25年5月21日付で「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続のお知らせ」として公表し、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.keisei.co.jp/>）に掲載しております。

(4) 前記の取り組みが基本方針に沿い、当社グループの企業価値及び株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

① 基本方針の実現に資する特別な取り組みについて

前記(2)に記載した企業価値の向上のための取り組みは、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を持続的に確保・向上させるための具体的方策として策定されたものです。したがって、これらの取り組みは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

② 基本方針に照らして不適切な者による支配を防止するための取り組みについて

前記(3)に記載した本施策は、以下のとおり、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」で定める3原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、及び必要性・相当性の原則）に適合しています。また、本施策は、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえた内容となっています。したがって、本施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものでなく、かつ当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

ア 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的

本施策は、株主の皆様をして大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断を可能ならしめ、かつ当社グループの企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付者が従うべき大規模買付ルール、並びに当社が発動しうる大規模買付対抗措置の内容及び発動要件を予め設定するものであり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上を目的とするものです。

また、大規模買付ルールの内容並びに大規模買付対抗措置の内容及び発動要件は、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上という目的に照らして合理的であり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上に資するような大規模買付行為までも不当に制限するものではないと考えます。

イ 事前開示

本施策における大規模買付ルールの内容並びに大規模買付対抗措置の内容及び発動要件は、いずれも本施策に具体的かつ明確に示したところであり、株主の皆様、投資家の皆様及び大規模買付者にとって十分な予見可能性を与えるものであると考えます。

ウ 株主意思の反映

本施策は、株主総会の決議によって承認されることを条件として効力を生じています。また、本施策は、本施策の有効期間中いつでも、当社株主総会の決議によっても廃止することができ、本施策の変更は、原則として、当社株主総会の決議によって承認されることをもって効力を生じます。したがって、本施策の導入、継続、廃止及び変更の是非の判断には、いずれも株主の皆様の意思が反映されるものと考えます。

なお、当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日までとなっています。したがって、大規模買付対抗措置の発動等の是非の判断にも、取締役の選任を通じて株主の皆様の意思が適切に反映されるものと考えます。

エ 取締役会の判断の客観性・合理性の確保

本施策においては、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者から構成される独立委員会を設置しています。そして、この独立委員会は、当社取締役会に対して大規模買付対抗措置を発動することの是非を勧告するほか、当社取締役会が諮問した事項について勧告又は意見の提出を行うこととし、当社取締役会は、独立委員会の勧告及び意見を最大限尊重するものとしています。

また、本施策においては、大規模買付対抗措置の発動の要件として、客観的かつ明確な要件を定めており、発動の要件に該当するか否かの判断に当社取締役会の恣意的判断の介入する余地を可及的に排除しています。

したがって、本施策においては、当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたり、その判断の客観性・合理性を担保するための十分な仕組みが確保されているものと考えます。

オ デッドハンド型・スローハンド型の買収防衛策ではないこと

本施策は、当社株主総会の決議によって廃止することができるほか、当社株主総会で選任された取締役により構成される当社取締役会の決議によっても廃止することができ、大規模買付者が、当社株主総会で取締役を指名し、当該取締役により構成される当社取締役会の決議をもって本施策を廃止することが可能です。したがって、本施策は、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策（取締役会を構成する取締役の過半数を交替させてもなおその発動を阻止することができない買収防衛策）ではありません。

また、当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日までとなっています。したがって、本施策は、いわゆるスローハンド型の買収防衛策（取締役会を構成する取締役を一度に交替させることができないため、その発動を阻止するために時間を要する買収防衛策）でもありません。

(注) 本事業報告は、次により記載しております。

1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
なお、1株当たり当期純利益は四捨五入により表示しております。
2. 千株単位の株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流 動 資 産	91,761	流 動 負 債	219,553
現金及び預金	25,221	支払手形及び買掛金	18,651
受取手形及び売掛金	19,001	短期借入金	83,106
分譲土地建物	7,487	1年内償還予定の社債	15,000
商 品	2,251	リ ー ス 債 務	3,638
仕 掛 品	801	未払法人税等	5,406
材料及び貯蔵品	2,052	前 受 金	53,785
繰延税金資産	1,812	賞 与 引 当 金	2,721
その他の他	33,188	役 員 賞 与 引 当 金	55
貸倒引当金	△55	そ の 他	37,187
固 定 資 産	690,393	固 定 負 債	295,081
有形固定資産	508,808	社 債	40,000
建物及び構築物	261,731	長期借入金	129,018
機械装置及び運搬具	18,236	鉄道・運輸機構長期未払金	60,911
土地	143,194	リ ー ス 債 務	20,519
リース資産	32,071	繰延税金負債	2,111
建設仮勘定	51,809	役員退職慰労引当金	480
その他の他	1,765	退職給付に係る負債	31,640
無形固定資産	9,912	そ の 他	10,400
リース資産	1,524	負 債 合 計	514,635
その他の他	8,388	(純資産の部)	
投資その他の資産	171,671	株 主 資 本	255,234
投資有価証券	155,196	資 本 金	36,803
長期貸付金	596	資 本 剰 余 金	28,527
繰延税金資産	11,661	利 益 剰 余 金	191,924
その他の他	5,124	自 己 株 式	△2,020
貸倒引当金	△906	その他の包括利益累計額	5,683
繰 延 資 産	102	その他有価証券評価差額金	5,113
		繰延ヘッジ損益	0
		退職給付に係る調整累計額	568
		少 数 株 主 持 分	6,704
資 産 合 計	782,257	純 資 産 合 計	267,622
		負 債 純 資 産 合 計	782,257

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結損益計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

科 目	金 額	
	百万円	百万円
営 業 収 益		249,016
営 業 費		
運輸業等営業費及び売上原価	189,671	
販売費及び一般管理費	35,031	224,702
営 業 利 益		24,313
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	505	
持分法による投資利益	16,197	
その他の収益	1,716	18,418
営 業 外 費 用		
支払利息	4,370	
その他の費用	1,192	5,562
経 常 利 益		37,169
特 別 利 益		
工事負担金等受入額	1,332	
受取保険金	668	
その他の特別利益	147	2,148
特 別 損 失		
固定資産圧縮損失	1,502	
減損損失	955	
固定資産除却損失	266	
その他の特別損失	116	2,841
税金等調整前当期純利益		36,477
法人税、住民税及び事業税	8,166	
法人税等調整額	1,156	
法 人 税 等 計		9,323
少数株主損益調整前当期純利益		27,154
少 数 株 主 利 益		1,471
当 期 純 利 益		25,683

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

科 目		金 額	
		百万円	百万円
鉄 道 事 業			
営 業 収 益		59,499	
営 業 費 用		53,051	
営 業 利 益			6,448
開 発 事 業			
営 業 収 益		17,173	
営 業 費 用		11,819	
営 業 利 益			5,353
全 事 業 営 業 利 益			11,801
営 業 外 収 益			
受 取 利 息 及 び 配 当 金		4,065	
そ の 他 の 収 益		1,219	5,284
営 業 外 費 用			
支 払 利 息 用		3,369	
そ の 他 の 費 用		721	4,090
経 常 利 益			12,995
特 別 利 益			
工 事 負 担 金 等 受 入 額		1,002	
受 取 保 険 金		656	
そ の 他 の 特 別 利 益		15	1,674
特 別 損 失			
固 定 資 産 圧 縮 損 失		1,171	
減 損 損 失		684	
固 定 資 産 除 却 損 失		190	
関 係 会 社 株 式 評 価 損 失		62	2,109
税 引 前 当 期 純 利 益			12,560
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		4,006	
法 人 税 等 調 整 額		75	
法 人 税 等 計			4,082
法 当 期 純 利 益			8,478

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月12日

京成電鉄株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 平野 満 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 高橋 正伸 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、京成電鉄株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、京成電鉄株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月12日

京 成 電 鉄 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 平 野 満 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高 橋 正 伸 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、京成電鉄株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第172期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第172期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けのほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み（株式会社の支配に関する基本方針）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月15日

京成電鉄株式会社 監査役会

常勤監査役 村岡隆司 ㊟

常勤監査役 増田格 ㊟

監査役 松野信也 ㊟

監査役 上西京一郎 ㊟

監査役 小林研一 ㊟

(注) 監査役村岡隆司、同増田格、同松野信也及び同小林研一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

招集
ご通知

事業
報告

連結
計算
書類

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

議案及び参考事項

第1号議案 第172期剰余金処分の件

当社は、今後の事業展開と経営基盤の強化安定に必要な内部留保資金の確保や業績等を勘案しながら、株主の皆様へ安定的かつ継続的に利益還元していくことを基本方針としております。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金3円

総額1,030,800,888円

なお、中間配当金として3円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき6円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、所要の変更を行うものであります。

なお、定款第33条第2項の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会 (取締役の責任免除) 第33条 (省 略)</p> <p>2 当社は、<u>社外取締役</u>の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは法令が定める額を限度とする旨の契約を、<u>社外取締役</u>との間で締結することができる。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会 (監査役の責任免除) 第44条 (省 略)</p> <p>2 当社は、<u>社外監査役</u>の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは法令が定める額を限度とする旨の契約を、<u>社外監査役</u>との間で締結することができる。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会 (取締役の責任免除) 第33条 (規定内容は現行どおり)</p> <p>2 当社は、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは法令が定める額を限度とする旨の契約を、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間で締結することができる。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会 (監査役の責任免除) 第44条 (規定内容は現行どおり)</p> <p>2 当社は、<u>監査役</u>の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは法令が定める額を限度とする旨の契約を、<u>監査役</u>との間で締結することができる。</p>

第3号議案 取締役16名選任の件

取締役全員16名は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役16名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	さいぐさのりお 三枝紀生 (昭和24年2月11日生)	昭和46年4月 当社入社 平成16年6月 当社取締役 平成18年6月 当社常務取締役 平成20年6月 当社専務取締役 平成22年6月 当社取締役副社長 平成23年6月 当社取締役社長 現在に至る 重要な兼職の状況 新京成電鉄株式会社取締役	131,000株
2	ひらたけんいちろう 平田憲一郎 (昭和25年11月7日生)	平成18年7月 国土交通省鉄道局長 平成19年10月 日本政策投資銀行理事 平成20年10月 株式会社日本政策投資銀行常務執行役員 平成24年6月 当社常務取締役 平成26年6月 当社専務取締役鉄道本部長 現在に至る 重要な兼職の状況 千葉ニュータウン鉄道株式会社取締役社長 北総鉄道株式会社取締役社長(注1)	22,000株
3	こばやしとしや 小林敏也 (昭和34年7月30日生)	昭和57年4月 当社入社 平成22年6月 当社取締役 平成25年6月 当社常務取締役開発担当 現在に至る 重要な兼職の状況 株式会社京成保険コンサルティング取締役社長	53,000株
4	ましもゆきひと 眞下幸人 (昭和37年2月1日生)	昭和59年4月 当社入社 平成23年6月 当社取締役 平成25年6月 当社常務取締役総務人事・経理担当 現在に至る	32,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
5	まつ かみ えいいちろう 松 上 英一郎 (昭和37年2月23日生)	昭和59年4月 当社入社 平成23年6月 当社取締役 平成25年6月 当社常務取締役鉄道副本部長 現在に至る 重要な兼職の状況 日暮里駅整備株式会社専務取締役	38,000株
6	さい とう たかし 齋 藤 隆 (昭和33年12月11日生)	昭和57年4月 当社入社 平成25年6月 京成バス株式会社取締役副社長 現在に至る 平成25年6月 当社取締役経営統括部部长 現在に至る 重要な兼職の状況 京成バス株式会社取締役副社長	23,000株
7	か とう まさ や 加 藤 雅 哉 (昭和35年8月6日生)	平成20年8月 株式会社みずほ銀行与信企画部長 平成22年4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ 人事部長 平成25年4月 みずほ証券株式会社執行役員 平成26年6月 当社取締役内部監査・経営統括・ グループ戦略担当 現在に至る	4,000株
8	こ やま とし あき 小 山 利 明 (昭和38年6月18日生)	昭和61年4月 当社入社 平成26年6月 当社取締役経理部長 現在に至る	17,000株
9	あか い ふみ や 赤 井 文 彌 (昭和13年11月8日生)	昭和41年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 昭和46年8月 卓照法律事務所(現 卓照綜合法律事務所) 開設 同事務所弁護士 現在に至る 平成26年6月 当社取締役 現在に至る 重要な兼職の状況 弁護士 日本空港ビルデング株式会社監査役 日本石油輸送株式会社監査役	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
10	ふるかわ やす のぶ 古川 康 信 (昭和28年10月11日生)	昭和55年 9月 公認会計士登録 平成22年 8月 新日本有限責任監査法人経営専務理事 平成24年 8月 新日本有限責任監査法人シニア・アドバイザー 平成26年 6月 当社取締役 現在に至る	0株
11	みこだ たけ ひろ 神子田 健 博 (昭和28年 1月16日生)	平成16年 4月 株式会社みずほコーポレート銀行執行役員 福岡営業部長 平成18年 6月 当社取締役 平成21年 6月 当社常務取締役 平成24年 6月 当社専務取締役 平成26年 4月 船橋交通株式会社取締役会長 現在に至る 平成26年 5月 帝都自動車交通株式会社取締役社長 現在に至る 平成26年 6月 当社取締役 現在に至る 重要な兼職の状況 新京成電鉄株式会社監査役 船橋交通株式会社取締役会長 帝都自動車交通株式会社取締役社長	78,000株
12	しの ざき あつし 篠崎 敦 (昭和36年 8月13日生)	昭和61年 4月 当社入社 平成24年 4月 船橋交通株式会社取締役社長 現在に至る 平成25年 6月 当社取締役 現在に至る 平成26年 4月 株式会社舞浜リゾートキャブ取締役社長 現在に至る 重要な兼職の状況 船橋交通株式会社取締役社長 株式会社舞浜リゾートキャブ取締役社長 (注2) 一般社団法人千葉県タクシー協会会長	20,000株

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
13	※ かとうまさひと 加藤雅人 (昭和36年2月26日生)	昭和59年4月 当社入社 平成20年7月 当社総務人事部付部長 平成22年6月 当社鉄道本部計画管理部長 平成25年7月 当社グループ戦略部長 現在に至る	5,000株
14	※ あまのたかお夫 天野貴夫 (昭和40年9月21日生)	昭和63年4月 当社入社 平成23年7月 当社鉄道本部運輸部長 現在に至る	5,000株
15	※ みやじまひろゆき 宮島宏幸 (昭和41年2月25日生)	昭和63年4月 当社入社 平成23年7月 当社鉄道本部建設部長 現在に至る	5,000株
16	※ せりざわひろゆき 芹澤弘之 (昭和40年5月6日生)	平成元年4月 当社入社 平成24年7月 当社総務人事部付部長 平成25年7月 当社内部監査部長兼経営統括部長 現在に至る	5,000株

- (注) 1. 当社は、北総鉄道株式会社との間で線路の使用等の取引を行っております。また当社は同社と同一の事業の部類に属する取引（鉄道による一般運輸業）を行っております。
2. 当社は、株式会社舞浜リゾートキャブとの間で建物の賃貸等の取引を行っております。
3. 赤井文彌及び古川康信の両氏は、社外取締役の候補者であります。
4. 赤井文彌氏を社外取締役候補者とした理由は、経歴のとおり弁護士の経験及び幅広い見識を有し、企業経営にも多くの立場で関与してきたことから、取締役会に対する有益なアドバイスをいただくためです。このことから、当社は、同氏が社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。
5. 赤井文彌氏が所属する卓照綜合法律事務所は当社と顧問契約を締結しておりますが、その取引額は連結売上高の1%未満であります。
6. 古川康信氏を社外取締役候補者とした理由は、経歴のとおり公認会計士の経験及び幅広い見識を有し、新日本有限責任監査法人の経営にも関与してきたことから、取締役会に対する有益なアドバイスをいただくためです。このことから、当社は、同氏が社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。
7. 古川康信氏は新日本有限責任監査法人の経営専務理事に在任中、同監査法人はオリンパス株式会社の監査証明に関して、平成24年7月に金融庁から業務改善命令を受けております。
8. 赤井文彌及び古川康信の両氏の当社の社外取締役としての在任期間は、本總會終結の時をもって1年となります。
9. 当社は、赤井文彌及び古川康信の両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
10. 当社は、赤井文彌及び古川康信の両氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
11. ※印は、新任取締役候補者であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役松野信也氏は本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
※ ほし 星 ひろ ひら ゆき 行 (昭和26年6月20日生)	平成18年6月 日本政策投資銀行理事 平成20年6月 空港施設株式会社監査役 平成23年6月 空港施設株式会社専務取締役 現在に至る 重要な兼職の状況 空港施設株式会社専務取締役	0株

- (注) 1. 星弘行氏は、社外監査役の候補者であります。
2. 星弘行氏を社外監査役候補者とした理由は、経歴のとおり経営者の経験及び幅広い見識から取締役会に対する有益なアドバイスをいただくとともに、当社の経営執行等の適法性について客観的・中立的な監査をしていただくためです。
3. 星弘行氏の選任が承認可決された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
4. 当社は、星弘行氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
5. ※印は、新任監査役候補者であります。

以上

(メモ欄)

(メモ欄)

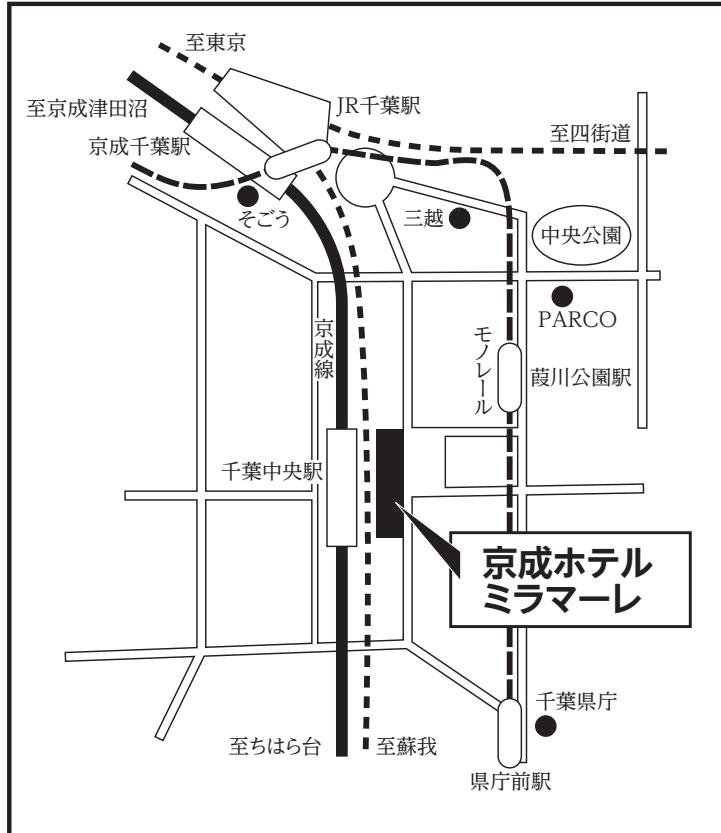
(メモ欄)

(メモ欄)

株主総会会場ご案内図

会 場 千葉県千葉市中央区本千葉町15番1号
京成ホテルミラマーレ 6階「ローズルーム」

交 通 京成線 千葉中央駅直結



〔駐車場の用意がございませんので、〕
〔お車でのご来場はご遠慮ください。〕

株主総会当日にお配りしておりましたお土産は、とりやめとさせていただきます。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。